

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人事

団体交渉は約5割が「満足している」 5年ごとの「団交と争議の実態調査」

厚生労働省で5年ごとに実施する「団体交渉と労働争議に関する実態調査」の平成24年の結果が発表された。対象は民間事業所の労働組合員数規模30人以上の労働組合(単位組織組合・単一組織組合)。調査時点は昨年6月30日で全国4,891労働組のうち、回答率は64.3%。

労使関係が健全に機能しているかどうか、は健全経営のアイテムの一つ。当然ながら労使はいたずらに「団交」や「争議」など力技を振り回して互いが敵視するような時代ではない。

そういう感覚で調査結果を見ると、データとしては穏健に推移しているといえよう。例えば昨年6月時点で団体交渉を行った労組は66.6%(5年前の前回69.5%)。団体交渉の現状では「満足している」(「大変満足している」3.3%、「おおむね満足している」45.8%の計)労組は49.1%(前回48.6%)と5割に近い回答だ。

労使間の団交うちで話し合いが多い事項は「賃金額の改定」52.8%、「賃金制度」37.9%、「所定外・休日労働」24.1%。

労使協議機関の評価では、団体交渉と同様に「効果を上げている」や「ある程度効果あり」の合計が67.0%(前回69.9%)に達している。

一方で労働争議があった労組は3.7%(前回5.4%)。そのうちストライキなどの争議行為に入った労組は75.6%(前回87.8%)。肝心なことは、調査結果の数字の多くは5年前に比べ「労使改善」に向かっているという点だ。

税務会計

消費税特措法の施行期日は10月1日 10月以降は税込価格の不表示も可能

消費税を引き上げる際に、事業者が増税分を円滑に価格転嫁できるようにする消費税転嫁対策特別措置法は6月5日に成立し、同月12日に公布されたが、同法の施行期日を定める政令は、同月11日に閣議決定され、同月14日に公布された。

政令は、消費税特別措置法の施行期日を「2013年10月1日」としたが、同法附則第1条ただし書きに規定する事業者が消費税を円滑かつ適正に転嫁できるように国が措置する規定の施行期日は2013年6月15日としている。

また、同法により規制の対象となるのは、2014年4月1日以降に供給する商品やサービスについて行われる転嫁拒否等の行為や転嫁を阻害する表示となる。

ただし、同法第10条に規定されている総額表示義務に関する特例については、施行期日から適用されるので、本年10月1日以降、表示価格が税込価格と誤認されない場合に限り、税込価格を表示しないことが可能となる。

第10条では「価格の表示に関する特別措置」として、(1)事業者は、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑・適正な転嫁のために必要があるときは、現に表示する価格が税込価格と誤認されない措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しない(総額表示義務の特例措置)、(2)(1)により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない、などと定めている。

今週のキーワード

労使協議機関

労組と使用者又は使用者団体との間で設けられた経営・生産・労働条件・福利厚生等の事項を労使で協議する常設機関。厚労省は、使用者が一方的に設置したもの、常設的でないもの、苦情処理あるいは賞罰のみを取り扱うもの、安全・衛生委員会等法令等によって設置が義務付けられ、労使関係機関の下部組織でなく単独で設置されているもの等は、統計上など公式には含まない。苦情処理機関は賃金、配置転換、日常の作業条件等について、従業員個人の苦情解決のための労使代表で構成される。